福祉サービス利用援助契約書

社会福祉法人　○○○社会福祉協議会

社会福祉法人　岡山県社会福祉協議会

福祉サービス利用援助契約書

（利用者）と（実施社協）、岡山県社会福祉協議会は、次のとおり契約します。

【契約の目的】

第１条

1. （実施社協）は、（利用者）に対して、福祉サービスの利用を援助します。そして、（利用者）が、できるだけ自立して地域で生活がおくれるようにします。
2. 岡山県社会福祉協議会は、（実施社協）による援助が適切におこなわれるように監督します。

【援助の対象】

第２条

（実施社協）は、（利用者）についての次の手続きを援助します。

1. 福祉サービス（この契約では、福祉用具を貸すこともふくみます）を利用し、または利用をやめるために必要な手続き
2. 福祉サービスの利用料を支払う手続き
3. 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
4. 日常生活に必要な事務に関する手続き
5. 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
6. 医療費を支払う手続き
7. 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
8. 日用品等の代金を支払う手続き
9. 以上の支払いにともなう預金の払い戻し、預金の解約、預金の預け入れの手続き

（10）施設や病院が行っている金銭管理に対する見守り

【援助の方法】

第３条

1. （実施社協）は、次の方法で、第２条の（１）から（10）までの手続きを援助します。
2. 相談と助言、情報提供
3. 市町村などとの連絡調整
4. 手続きの代行
5. 第６条でさだめる代理権の範囲内での代理
6. （実施社協）は、できるだけ（利用者）みずからが、福祉サービスの利用手続きなどをおこなえるように援助します。
7. （実施社協）は、援助をおこなうにあたっては、あらかじめ（利用者）の意思をたしかめます。
8. （利用者）の意思をたしかめることができない場合は、（利用者）の生活にふさわしい方法で援助します。ただし、この場合には、第１２条でさだめるように、（実施社協）が、この契約を解約することがあります。

【援助の計画】

第４条

（利用者）と（実施社協）は、援助の方法をくわしくさだめた「支援計画」をつくります。

【援助の担当者】

第５条

1. （実施社協）は、「支援計画」にさだめられた専門員と生活支援員に援助をおこなわせます。
2. 生活支援員は、専門員の指示をうけながら援助をおこないます。

【代理権】

第６条

1. （利用者）は、（実施社協）に対して、次の手続きについての代理権を与えます。
2. 次の福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
3. 介護保険等公的な福祉サービス。ただし、特別養護老人ホームなどの施設に入所するための手続きはのぞきます。
4. ○○市による福祉サービス、または○○市の委託による福祉サービス
5. ボランティアによる福祉サービス
6. 福祉サービスの利用料や医療費、税金、社会保険料、公共料金、日用品等の代金の支払手続き
7. 次の預金についての払い戻し、解約、預け入れ手続き

記

金融機関・支店名　　　○○銀行○○支店

預金の種類　　　　　　普通預金

口座番号　　　　　　　１２３２４５６

口座名義(ふりがな)　　□□□□（△△△△）

1. （実施社協）と（利用者）は、①（３）の預金の払い戻し、解約、預け入れ手続きの代理権について、①（３）の金融機関・支店に対して代理人届出を出します。

【支援計画の変更】

第７条

1. （実施社協）は、定期および必要なつど、「支援計画」が（利用者）の生活にふさわしい内容かどうかをたしかめなければなりません。
2. （利用者）は、いつでも、（実施社協）に対して、「支援計画」を変えることを求めることができます。
3. 「支援計画」は、（利用者）と（実施社協）の合意により変えます。

【審査】

第８条

1. 「支援計画」を変える前に、（実施社協）は、岡山県社会福祉協議会に対して、次の点の審査を求めます。
2. 新たな「支援計画」の適切さ
3. 新たな「支援計画」についての（利用者）の理解のたしかさ
4. （利用者）の理解のたしかさについて審査を求めるときは、あらかじめ、（利用者）の同意をえます。

【書類やはんこの預かり】

第９条

1. （利用者）は、（実施社協）に対して、次の書類やはんこを預けることができます。預かる場合、（利用者）と（実施社協）は「預かり書」をつくります。

記

１．年金証書

２．預貯金の通帳

３．権利証

４．契約書類

５．保険証書

６．実印や銀行印

７．そのほか、（実施社協）が適当と認めた書類

1. （利用者）は、いつでも、預けた書類やはんこを返してもらうことができます。
2. この契約が終わったときは、（実施社協）による預かりも終わります。
3. （利用者）は、この契約が終わった後に（利用者）が預けた書類やはんこを自らが受け取れない場合にそなえて、受取人を定めることができます。
4. （実施社協）は、（利用者）が定めた受取人の同意を得て「預かり書類等の返還に関する合意書」を作成します。
5. この契約が終わったときに、（利用者）、受取人、（利用者）の相続人などいずれからも受取がなかった場合、（実施社協）は岡山県社会福祉協議会に（利用者）の書類やはんこを預け替えます。
6. この契約が終わった日から５年が経過したにもかかわらず、（利用者）、受取人、（利用者）の相続人などいずれからも受取がなかった場合、岡山県社会福祉協議会は、（利用者）の書類やはんこを廃棄します。

【利用料】

第10条

① （実施社協）の援助に対する利用料金は、１時間までは、1,100円とし、１時間を越える場合は、30分ごとに550円を加算した額とします。

② （実施社協）の援助に対する交通費は、別に定める交通費基準額に応じた額とします。ただし、駐車場代についてはかかった費用とします。

③　第９条による書類やはんこを預かる場合の利用料金は年間5,000円です。

④　①及び②については、毎月月末締めとし、（利用者）は、翌月○日までに支払います。

⑤　③については、（利用者）は、原則、年度の第１回目の支払い日に支払います。

⑥　①、②については、（利用者）が生活保護を受給している間は無料です。

⑦　①、②、③については、同一世帯者が同種の契約を締結している場合は、世帯単位とすることができます。

⑧　基本料金は、別に定める基本料金一覧表に応じた額とします。

⑨　預貯金額の確認は、12月31日を確認基準日とし、翌年4月1日から1年間、基準日に算出した預貯金額の階層における基本料金を徴収します。

【報告】

第11条

（実施社協）は、定期（３か月ごと）に、（利用者）に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

【解約】

第12条

1. （利用者）は、いつでも、この契約を解約することができます。
2. （実施社協）は、次の場合は、岡山県社会福祉協議会の同意をえた上で、この契約を解約することができます。
3. （利用者）が特別養護老人ホームなどへの施設入所、長期間にわたる入院、住居の移転などこの契約による援助をつづけることがむずかしくなった場合
4. （利用者）の意思をたしかめることができないために、新たな「支援計画」を作成できないなど（利用者）の生活にふさわしい援助ができない場合
5. （実施社協）が、この契約を解約するときは、（利用者）の生活にふさわしい他の援助を利用できるようにつとめます。

【契約の期間】

第13条

1. この契約の期間は、令和○年○月○日から令和○年３月３１日までとします。ただし、この期間が終わるまでに、（利用者）から契約を終わらせる申し出がないときは、さらに、１年間、この契約をつづけます。その後も同じです。
2. 契約の期間中であっても、第１２条による解約があった場合または（利用者）が死亡した場合は、この契約は終わります。

【監督】

第14条

① （実施社協）は、定期（３か月ごと）に、岡山県社会福祉協議会に対して、この契約がどのようにおこなわれているかを報告します。

② （実施社協）は、（利用者）の意思をたしかめることがむずかしくなった場合は、ただちに、岡山県社会福祉協議会に報告します。

③　岡山県社会福祉協議会は、いつでも、（実施社協）に対して、この契約がどのようにおこなわれているかについて報告を求めることができます。

④　岡山県社会福祉協議会は、いつでも、（実施社協）に対して、この契約について意見をのべることができます。（実施社協）は、岡山県社会福祉協議会の意見を尊重して、この契約をおこないます。

【損害の賠償】

第15条

1. （実施社協）が、この契約をまもらず、そのために（利用者）に損害を与えたときは、（実施社協）は、その損害を賠償します。ただし、（実施社協）が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。
2. 岡山県社会福祉協議会が、この契約をまもらず、そのために（利用者）に損害を与えたときは、岡山県社会福祉協議会は、その損害を賠償します。ただし、岡山県社会福祉協議会が十分に注意したにもかかわらず生じた損害については、賠償しません。

【秘密を守ること】

第16条

（実施社協）と岡山県社会福祉協議会は、この契約をおこなっている間に知った（利用者）に関する秘密を守ります。この契約が終わったあとも同じです。

【この契約についての苦情】

第17条

1. （利用者）は、いつでも、岡山県社会福祉協議会に対して、この契約について苦情を言うことができます。連絡先は、次のとおりです。

記

窓口 岡山県社会福祉協議会

住所 岡山市北区南方２丁目１３－１

電話番号 ０８６－２２６－４１４５

1. 岡山県社会福祉協議会は、（利用者）の苦情を受け付けたときは、その解決につとめます。

この契約が成立したことを明らかにしておくため、この契約書を３通つくり、（利用者）、（実施社協）及び岡山県社会福祉協議会のそれぞれが１通ずつもつことにします。

令和○年○月○日

（利用者）

住 所

氏 名 印

（実施社協）

住 所

名 称

会 長 印

電話番号

（都道府県社協）

住 所 岡山市北区南方２丁目１３－１

名 称 岡山県社会福祉協議会

会 長 　　　　　　　　　　　　　　　　 印

別紙

交通費基準額

|  |  |
| --- | --- |
| 区 分 | 単 価 |
|  | なし |
|  | 実費弁償  ＊「生活支援員宅から利用者宅までの往復の移動に要する交通費」及び「活動に要する交通費」 |
| バイク又は自動車 | 生活支援に要する移動距離  ４km未満 　１００円／回  ４km以上１０km未満 　２００円／回  １０km以上２０km未満 　３００円／回  ２０km以上３０km未満 　４００円／回  ３０km以上４０km未満 　５００円／回  ＊以下、１０kmごとに１００円を加算した額とする。  ＊上記の「生活支援に要する移動距離」は、「生活支援員宅から利用者宅までの往復の移動に要する距離」及び「活動に要する距離」を加算したものとする。 |
| 駐車場 | 生活支援に要する駐車料金  　駐車場の領収書に基づき、実費の支払いとする。 |

書類等の預かりサービスの利用料金

|  |  |
| --- | --- |
| 利用料金 | 年間　５，０００円  　預かり書類等については数などにかかわらず、年間５，０００円とし、内容補償は行わない。  　また、年度途中に預かりサービスを利用しなくなった場合においては、次年度より利用料金を徴収しない。 |
| 支 払 日 | 年度第１回目の利用料の支払い日 |

預貯金額に応じた基本料金額一覧表

|  |  |
| --- | --- |
| 預貯金額階層 | 基本料金額 |
| ①５０万円未満 | ３００円／月 |
| ②５０万円以上１００万円未満 | ５００円／月 |
| ③１００万円以上２００万円未満 | ９００円／月 |
| ④２００万円以上３００万円未満 | １，３００円／月 |
| ⑤３００万円以上４００万円未満 | １，８００円／月 |
| ⑥４００万円以上 | ２，２００円／月 |